## 性能評価手数料規則

(平成 16 年 5 月 11 日) 消安セ細則第 4 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号平成 26 年 3 月 20 日消安セ細則第 4 号

性能評価実施規則(平成 16 年消安セ規程第 9 号)第 3 条、第 5 条及び第 6 条に規定する性能評価に係る手数料について次のように定める。

- 第1条 性能評価に係る手数料は、性能評価手数料、変更評価手数料及び性能検証試験手数料とする。
- 第2条 性能評価手数料及び変更評価手数料の額(消費税別)は、別表のとおりとする。

なお、基本方針評価に係る手数料は、性能評価手数料に含め、別途徴収することとしない。

- 第3条 性能検証試験手数料の額は、必要とする試験の内容等からみて一般財団法人日本消防設備 安全センター理事長(以下「理事長」という。)が実費を勘案してその都度定める額とする。
- 第4条 手数料の納付は、銀行口座への振込により行うものとする。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

2 前項の銀行口座は下記とする。

金	融機関名	みずほ銀行 虎ノ門支店
預	金 種 目	普 通 預 金
П	座 番 号	1798780
П	座名義人	一般財団法人 日本消防設備安全センター

附則

この細則は、総務大臣の登録の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日消安セ規程第1号)抄

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(改正)

第2条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」と あるものは平成25年4月1日をもって、「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正す るものとする。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

## 性能評価手数料

種類	No.	特殊消防用設備等の区分	手数料の額(単位:千円)
特殊な技	1	特殊技術1項目の特殊消防用設	2, 000
術による		備等	2, 000
消防防災	2	1 のうち当該項目が類似の特殊	1, 200
システム	U	消防用設備等	
	3	特殊技術2項目以上の特殊消防	2 000
	J	用設備等	3, 000
	4	3のうち1項目を除き他の項目	9 500
	4	が類似の特殊消防用設備等	2, 500
	5	3 のうち当該項目が全て類似の	2, 000
		特殊消防用設備等	
	6	類型の特殊消防用設備等	1, 000
高度な消			
防防災シ	7	高度な消防防災システム	2, 000
ステム			

## (注)

- 1. 特殊技術の項目の数は、消火、警報、避難又は維持管理に係る特殊消防用設備等ごとに 1 項目として算定する。
- 2.「類似の特殊消防用設備等」とは、既に評価した特殊消防用設備等に機能が類似している特殊消防用設備等とする。
- 3. 「類型の特殊消防用設備等」とは、次に掲げる事項の全てに該当するものをいう。
  - ア 特殊消防用設備等の設計及び開発に関係する者が同一
  - イ 特殊消防用設備等の主な構成機器が同一
  - ウ 設置する防火対象物の構造及び設備の状況がほぼ同一
- 4. 高度な消防防災システムに係る手数料の額は、防火対象物の規模、消防防災システムの内容、 既評価システムとの関連等を考慮して、上記の手数料の範囲内でその都度理事長が軽減することができる。
- 5. 評価の内容等から見て上記の手数料により難い場合は、上記の手数料の範囲内において実費を 勘案してその都度理事長が定める金額とする。
- 6. 変更評価手数料の額は、上記の性能評価手数料の範囲内において実費を勘案してその都度理事 長が定める金額とする。